

熱海市文化施設指定管理者募集要項
(公募型提案方式)

熱海市教育委員会 生涯学習課

目 次

	ページ
1 募集の概要	1
2 管理の概要	2
3 管理の基準	3
4 業務の範囲	6
5 自主事業	7
6 管理運営に関する収支について	8
7 応募条件等について	1 2
8 応募書類に関する事項	1 4
9 応募手続きに関する事項	1 6
1 0 審査及び選定に関する事項	1 8
1 1 指定管理者の指定及び協定に関する事項	2 0
1 2 事業実施調査及び実績評価	2 1
1 3 業務引継ぎに関する事項	2 2
1 4 指定の取消等	2 3
1 5 問合せ及び提出先	2 4

熱海市文化施設指定管理者募集要項

1 募集の概要

(1) 趣旨・目的

これまで、熱海市における文化施設の管理運営については、平成24年度以降、「熱海市起雲閣」において、指定管理者制度を導入し、他の文化施設においては、市の直営により維持管理等の運営がなされてきました。

現状において、文化施設の管理運営については、入館料、及び利用料金等の収入と、維持、修繕費等の支出との間に著しい乖離が見られ、また、総じて維持管理の非効率性、施設ボランティアの弱体化、誘客プロモーションの弱さなど、魅力ある文化施設とするために取り組むべき中長期的な課題が表面化しています。

このことを踏まえ、各文化施設が有する本来の魅力が存在していることを前提として、その制度の趣旨である、施設の特性を活かした効果的な管理運営、さらには、先述した中長期的課題の解消のため、令和5年3月31日をもって「熱海市起雲閣」の指定期間が満了することから、令和5年4月より下記指定管理者募集施設に対し、包括的に指定管理者制度の導入を図るにあたり、次のとおり事業者を広く募集するものです。

(2) 指定管理者募集施設

	施設名称	施設の所在
1	熱海市立澤田政廣記念美術館	熱海市梅園町9番46号
2	熱海市起雲閣	熱海市昭和町4番2号
3	熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家	熱海市海光町10番24号
4	熱海市池田満寿夫記念館	熱海市下多賀1130番地の1
5	熱海市立伊豆山郷土資料館	熱海市伊豆山708番地の2
6	熱海市凌寒荘	熱海市西山町12番18号

(3) 指定期間

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

(4) 課題の論点整理

① 収支バランスと投資

文化施設の維持管理に関しては、文化財等の保護保存の観点から一概に収支バランスの均衡を追及する必要がないとの見方もあるが、良好な施設運営を維持していくためには、それなりの収入を得る努力が必要となっている。

② 効率的な維持管理

各施設各々で維持管理業務の契約等が行われ、事務的、及び経費縮減の観点から非効率な状況であり、受付案内業務などの一括発注により経費縮減を図ることを期待するもの。

③ 施設ボランティア等、担い手の確保

長年、施設ボランティアに従事してきた市民任意団体等は、会員の高齢化と人材の減少が著しい。団体相互の交流で相互に補完する意識の醸成と具体的なサポート体制の構築により、各ボランティアの交流はもとより、文化振興への意思を持つ新たな人材や団体等の養成、人材確保に期待するもの。

④ 一体的なプロモーション

現状のPR方法については、効果検証が行われておらず、入館者数の増加に寄与しているPR活動とはいえない。施設それぞれバラバラにPRしていた内容が一括して来訪者等に訴求することにより、特定施設のみならず回遊を含めた効果を期待したい。また、文化施設の大半が交通不便地域、空白地域に位置しているため、二次交通の充実など旅行商品造成の際に積極的にアプローチしていくべき状況にある。

⑤ インバウンド対策

今後、訪日外国人観光客の増加も見込まれることから、外国人観光客を見据えた集客強化と、きめ細やかな多国言語による案内業務などを図るだけでなく、イベントと絡めて周辺地域を巻き込む魅力づくりが必要な状況となっている。

2 管理の概要

別添、施設ごとの「熱海市文化施設指定管理業務仕様書」を参照のこと。

3 管理の基準

(1) 休館日及び開館時間等

別添、施設ごとの「熱海市文化施設指定管理業務仕様書」を参照のこと。

(2) 法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理運営を遂行する上で、関係する法令等を遵守しなければなりません。

《主な関係法令》

- ① 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）及び同法施行令
- ② 熱海市文化財保護条例（昭和 52 年 12 月 27 日条例第 39 号）及び同条例施行規則
- ③ 熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年 7 月 4 日条例第 6 号）及び同条例施行規則
- ④ 熱海市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則（平成 17 年 7 月 4 日教育委員会規則第 3 号）
- ⑤ 熱海市立澤田政廣記念美術館条例（昭和 62 年 3 月 19 日条例第 1 号）及び同条例施行規則
- ⑥ 熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例（平成 23 年 9 月 29 日条例第 20 号）及び同条例施行規則
- ⑦ 熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家条例（平成 17 年 10 月 5 日条例第 16 号）及び同条例施行規則
- ⑧ 熱海市池田満寿夫記念館条例（平成 19 年 10 月 1 日条例第 20 号）及び同条例施行規則
- ⑨ 熱海市立伊豆山郷土資料館条例（昭和 55 年 7 月 10 日条例第 19 号）及び同条例施行規則
- ⑩ 熱海市凌寒荘条例（平成 21 年 9 月 30 日条例第 21 号）及び同条例施行規則
- ⑪ 熱海市情報公開条例（平成 10 年 3 月 31 日条例第 2 号）及び同条例施行規則
- ⑫ 熱海市個人情報保護条例（平成 10 年 3 月 31 日条例第 3 号）及び同条例施行規則
- ⑬ 熱海市行政手続条例（平成 11 年 12 月 20 日条例第 29 号）
- ⑭ 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）及び同法施行令
- ⑮ その他関係法令

(3) 指定文化財等に関すること

指定文化財等の管理については、指定文化財等が、本市の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な市民の財産であることを認識するとともに、これを後世に繋げていくために保存することはもちろんのこと、観光振興の面から、指定文化財等を積極的に活用してください。

ただし、「熱海市起雲閣」の一部については、熱海市指定有形文化財であることから、熱海市文化財保護条例（昭和 52 年 12 月 27 日条例第 39 号）など、関係法令等の規定を遵守するとともに、それ以外の文化施設にも、それぞれの設置目的を達成するよう努め、展示品、収蔵品等を破損紛失等することが無いよう、その取り扱いには細心の注意を払い、運営管理に努めてください。

(4) 職員の配置等

対象文化施設の管理運営に必要な人員、又は資格者等は、施設の管理運営に支障がないよう指定管理者の責において配置すること。また、指定管理者において、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされること。

トラブル等の処理にあたっては、即時対応ができるシステムを構築し、常時連絡を取れる体制の責任者を 1 名置くこと。責任者が不在の場合は、必ず代行できる職員を置くこと。

併せて、既に熱海市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が雇用し、施設運営の現場対応に精通している会計年度任用職員の優先的な雇用に努めること。

【参考】現在の職員数

	施設名称	雇用者数	1日の従事者数
1	熱海市立澤田政廣記念美術館	5人	2～3人
2	熱海市起雲閣	20人	6～7人
3	熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家	5人	2人
4	熱海市池田満寿夫記念館	4人	2人
5	熱海市立伊豆山郷土資料館	3人	1人
6	熱海市凌寒荘	6人	1人

※熱海市起雲閣については、現在指定管理者による雇用数及び従事者数

※熱海市凌寒荘については、熱海市シルバー人材センターと委託契約

(5) 業務の一括再委託の禁止

業務の一部であって専門的な知識、又は技術を必要とし、かつ、自ら運営することが困難な業務、又は運営上必要と認められる業務については、当該業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者に委託することができます。ただし、管理にかかわる業務を一括して第三者に委託することはできません。

(6) 公平性・平等性の確保

指定管理者が管理運営業務を実施するにあたっては、利用に関しての公平性・平等性を確保すること。

(7) 個人情報の保護

指定管理者、及び当該施設に従事している職員等は、熱海市個人情報保護条例（平成10年3月31日条例第3号）等の法令を遵守し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該施設の管理運営に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはなりません。

(8) 情報公開

指定管理者が管理運営業務を実施するにあたっては、熱海市情報公開条例（平成10年3月31日条例第2号）の規定に準じ、情報公開の対応を適切に行うこと。

(9) 文書の管理及び保存

指定管理業務のために作成し、又は取得した文書等は、熱海市公文書管理規則（平成17年3月31日規則第16号）を準用して管理・保存すること。

(10) 物品（備品、消耗品）等の管理

施設の管理用備品及び備品については、良好に使用できるように随時点検を実施し、破損、又は故障が発生した場合には、速やかに修繕を行うこと。

また、供給の終了等により修繕ができない場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じること。

(11) その他

対象文化施設の詳細な仕様については、別添、施設ごとの「熱海市文化施設指定管理業務仕様書」を参照のこと。

4 業務の範囲

(1) 対象文化施設の管理運営

別添、施設ごとの「熱海市文化施設指定管理業務仕様書」を参照のこと。

(2) 教育委員会と指定管理者とのリスク分担

教育委員会と指定管理者とのリスク分担は、原則として下記のとおりとします。下記以外のリスクに関する対応については、別途協議することとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		教育委員会	指定管理者	協議事項
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの		○	
関係法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税を含む。）の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
管理運営の中断・中止	教育委員会に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設・設備の損傷	教育委員会に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設の利用者等への損害賠償	教育委員会に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	教育委員会と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○

不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○
火災保険の加入		○		
損害賠償保険の加入（指定管理者の業務遂行上の過失に起因する事故の場合）			○	
法定検査等（教育委員会が実施を義務付けられているものを除く。）			○	
上記以外の管理業務に要する経費			○	

※ 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、地震等の天災、戦乱、内乱、テロ、暴動、感染症流行等を指します。

5 自主事業

指定管理者は、文化施設の魅力向上、及び利用者の利便性を向上させるために、各文化施設の設置目的、及び機能を損なわない範囲において、教育委員会の承認を得て自主事業を行うことができます。

公序良俗に反する提案、施設や設備等を損傷するおそれがある提案、動物の持ち込みを認める提案（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除きます。）、施設の管理に支障の恐れがある提案等、承認できない事項はありますが、熱海市の観光地としての特性も活かしながら、自由な発想で魅力的な提案をしてください。

※ 自主事業とは、指定管理者の責任において自主的に企画・実施する事業で、利用促進やサービスの向上に寄与すると教育委員会が判断し、実施を認める事業です。

(1) 便益施設の設置

利用者サービスの向上を図るため、コインロッカー等の便益施設を設置する等の場合は、教育委員会へ設置許可等の申請を行う必要があり、指定管理者は、教育委員会に対して行政財産使用料を負担しなければなりません。

指定管理者がコインロッカー等設置事業者から徴収する売上手数料等については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等において定めるとともに、指定管理者の収入として適正に処理すること。

(2) 施設の改修・変更等

施設の設置目的を損なわない範囲で指定管理者が自らの負担により、施設等の一部を改修・変更することは可能です。ただし、文化財については対象外といたします。

実施にあたっては、事前に教育委員会の承認を必要とします。

6 管理運営に関する収支について

対象文化施設の管理運営に係る費用は、入館料、利用料金、指定管理料、及び自主事業収入をもって充てるものとします。

(1) 入館料及び利用料金

① 利用料金制度の採用

対象文化施設の利用に係る料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定められた利用料金制度を採用します。指定管理者は、入館料、及び利用料金を自己の収入として收受し、施設の管理運営に係る経費に充てるものとします。

② 入館料及び利用料金の変更

指定管理者は、条例に定める額の範囲内で、教育委員会の承認を得て、入館料、及び利用料金を変更することができます。対象文化施設に係る入館料、及び利用料金は、別添、施設ごとの「熱海市文化施設指定管理仕様書」を参照のこと。

③ 入館料、及び利用料金の減免基準

施設利用に際し、下記「入館料免除の基準」、及び「利用料金免除の基準」に基づき免除、又は減額を行っています。ただし、免除、又は減額による入館料、及び利用料金収入の減収については指定管理料に当該減収分が含まれているものとし、補填等の措置は行いません。

●入館料免除の基準（熱海市凌寒荘を除く 5 施設）

ア 公務、行政視察等で教育委員会の担当課から減免申請が提出された場合

イ 文化・観光振興及び文化施設の利用促進に寄与すると教育委員会が認める場合

ウ ボランティア活動・研修等により教育委員会の許可を得て入館する場合

エ 観光バス乗務員、添乗員、又はタクシー運転手等が、入館者に同行して入館する場合

オ 上記各号に準じる場合であると教育委員会が認める場合

●利用料金免除の基準（熱海市起雲閣）

（文化振興）

- ア 熱海市（以下、「市」という。）、又は教育委員会が使用する場合
- イ 市、又は教育委員会が共催する事業で使用する場合
- ウ 市内の社会教育関係団体の連合会が本来の事業のために使用する場合
- エ 市内の社会教育関係団体の連合会に加盟、加入している団体、その他市内の社会教育団体及び公共的性格を有する団体の場合
- オ 社会教育関係団体が児童生徒のために使用する場合
- カ 特に教育的意義が高いと教育委員会が認めた場合

（観光振興）

- ア 市が主催する大会、会議等の行事。
- イ 市の行政委員や類する団体が主催する大会、会議等の行事。
- ウ 市のPRや施設の宣伝等に使われるメディアの利用。
- エ 市が誘致、又は企画し、実行委員会等が主催する場合。
- オ 上記各号に準じる場合であると教育委員会が認める場合。

（2）指定管理料

対象文化施設の運営に係る人件費、事務費、光熱水費、及び管理費等の経費に充てるため、教育委員会は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

指定管理料（消費税及び地方消費税を含む。）は、応募の際に提出された指定管理料提案額を元に、会計年度毎に教育委員会の予算の範囲内で、教育委員会と指定管理者が協議して決定します。指定管理料の支払い時期、及び方法等は教育委員会と指定管理者との間で締結する年度協定で定めます。

なお、指定管理料は、単年度当たり40,000千円（税抜37,468千円）を上限額としますので、この範囲内で提案をしてください。目標設定値は、5年間の平均値から算出した数値として、単年度当たり、有料入館者数110,000人、入館料、利用料金、及び自主事業収入72,500千円です。リスク分担表に定める事項及び

「(3) 収支算出に係る留意事項」③～⑤の場合を除き、年度協定で決定した指定管理料は変更しません。

※ 指定管理料提案の考え方

$$\boxed{\text{指定管理料（消費税及び地方消費税を含む。）}} = \boxed{\text{提案された収支計画による収支差額}}$$

指定管理料の内容

(収入)	(支出)						
<table border="1"> <tr> <td>(1) 利用料金収入</td> </tr> <tr> <td>(2) 入館料収入</td> </tr> <tr> <td>(3) 自主事業収入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※ 指定管理料</td> </tr> </table>	(1) 利用料金収入	(2) 入館料収入	(3) 自主事業収入	※ 指定管理料	<table border="1"> <tr> <td>(1) 管理運営経費</td> </tr> <tr> <td>(2) 自主事業経費</td> </tr> </table>	(1) 管理運営経費	(2) 自主事業経費
(1) 利用料金収入							
(2) 入館料収入							
(3) 自主事業収入							
※ 指定管理料							
(1) 管理運営経費							
(2) 自主事業経費							
----- 収支差額 -----							

(3) 収支算出に係る留意事項

各年度の収支計画の記載に関しては、下記に留意すること。

- ① 保険については、教育委員会が所有、使用、管理する文化施設に係る火災保険、市や教育委員会主催の行事、市や教育委員会管理下のボランティア活動中の事故等に係る賠償責任保険は、教育委員会が下記表のとおり加入しています。ただし、指定管理者が自主事業を運営する場合についての賠償責任については、当該保険は適用されませんので、必要に応じて損害賠償保険に加入して下さい。

【参考】

支払限度額（免責金額はなしとします。）		
身体賠償		財物賠償
1名につき	1事故につき	1事故につき
2億円	20億円	2千万円

- ② 熱海市起雲閣、熱海市立澤田政廣記念美術館に、AEDを配備する経費を計上すること。
- ③ 対象文化施設の施設等を維持するための修繕料、及び改修するための工事請負費（それぞれ自主事業に係るものを除く。）として、下記の表のとおり毎年度計上すること。
- ④ 経年劣化により備品を買い換える費用（自主事業に係るものを除く。）として、下記の表のとおり毎年度計上すること。

⑤ 上記③④について、実際に支出した額が計画額を下回った場合には、教育委員会と指定管理者が協議の上、指定管理料で精算します。

⑥ 下記の表に記載の金額については目安であり、施設間、科目間の流用は可能とします。

	施設名称	修繕料	工事請負費	備品購入費
1	熱海市立澤田政廣記念美術館	500,000	300,000	100,000
2	熱海市起雲閣	500,000	1,000,000	100,000
3	熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家	100,000	300,000	50,000
4	熱海市池田満寿夫記念館	100,000	300,000	50,000
5	熱海市立伊豆山郷土資料館	100,000	200,000	50,000
6	熱海市凌寒荘	100,000	200,000	50,000
小計		1,400,000	2,300,000	400,000
			合計	4,100,000

※修繕料、工事請負費、備品購入費を、翌年度以降に繰り越すことはできません。

(4) 会計年度及び管理口座

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

指定管理者は、文化施設の経費について、自身の他の会計と独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理すること。

(5) 自主事業に係る経費

指定管理業務と自主事業に係る収支計画を分け、自主事業による経費がその収入を超えない計画としてください。

※ 自主事業の承認にあたり、事業の詳細について提出を求めることがあります。

7 応募条件等について

(1) 応募資格

- ① 主たる活動の場所を市内に有し、3年以上団体としての活動を継続しているNPO法人
- ② 主たる活動の場所を市内に有し、3年以上団体としての活動を継続している市民団体
- ③ 上記のNPO法人、又は市民団体と共同し責任を持って事業を履行できる法人、及びその他の団体であること。（共同事業体での応募も可としますが、構成団体の一つが上記①、又は②の条件を満たしていることが必要となります。また、個人では応募できません。）

(2) 欠格事項

応募時において、次に該当する団体については、応募することができません。

- ① 「地方自治法施行令」第167条の4の規定により、一般競争入札参加を制限されていること。
- ② 「熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱（平成4年11月25日告示第49号）」の規定により熱海市より指名停止措置を受けていること。
- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体であること。
- ④ 「会社更生法」、「民事再生法」等に基づく更生又は再生手続中であること。
- ⑤ 他の自治体において、指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けた団体であること。
- ⑥ 熱海市文化施設指定管理者選定会委員（以下、「選定委員」という。）が、応募しようとする団体の経営、又は運営に直接関与していること。
- ⑦ 地方税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していること。
- ⑧ 労働保険（雇用保険・労災保険）、及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(3) 共同事業体に関する取扱いについて

共同事業体で申請する場合は、構成する全ての団体が前記の欠格事項①から⑧までのいずれにも該当しないことが必要です。

また、協定締結時までには、責任分担を明確に定めた書類を提出してください。

(4) 接触の禁止

選定委員に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

(5) 重複応募の禁止

応募は、一団体につき一案とします。複数の応募はできません。また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

(6) 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

(7) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- ① 「(4) 接触の禁止」から「(6) 応募内容変更・追加の禁止」までの事項に該当する等、本募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- ② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合
- ③ 関係法令違反が判明した場合

(8) 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(9) 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

8 応募書類に関する事項

(1) 応募書類

応募にあたっては次の書類を提出してください。

○ 提出書類一覧

	書類名	様式
①	指定管理者指定申請書	様式第1号
②	共同事業体構成団体委任状 ※該当団体	様式第1-2号
③	共同事業体による申請に当たっての誓約書 ※該当団体	様式第1-3号
④	指定管理者指定申請に係る誓約書	様式第1-4号
⑤	熱海市文化施設指定管理者申請団体の概要	様式第2号
⑥	共同事業体申請理由書 ※該当団体	様式第2-2号
⑦	熱海市文化施設の管理運営に関する「事業計画書」	様式第3-1号～3-8号
⑧	熱海市文化施設の管理運営に関する「収支計画書」	様式第4-1号～4-2号
⑨	熱海市文化施設の管理運営に関する「事業計画書」	様式第5-1号～5-4号
⑩	定款、規約その他これらに類する書類	様式指定なし
⑪	商業登記簿謄本及び印鑑証明書	法務局様式
⑫	役員等氏名一覧表	様式第6号
⑬	労働条件に関する自己チェックシート	様式第6-2号
⑭	本店所在地及び本市において、地方税、法人市民税、消費税及び地方消費税の未納がないことを示す証明書。なお、法人以外の団体は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税の未納がないことを示す証明書	税務署等様式
⑮	直近3年間の決算報告書（事業報告書、損益計算書、貸借対照表）※同等施設の事業実績が判別できるものを含みます。	様式指定なし
⑯	設立趣旨、事業内容のパンフレット等の団体の概要がわかるもの	指定様式なし

注1 官公署発行の証明書類は、「指定管理者指定申請書」提出日から過去3カ月以内に発行されたものを提出してください。

注2 上記のほか、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

○ 提出部数

ア 原本1部・副本13部（両面印刷。書類ごとにインデックスを付けてください。）

イ 電子データ(PDF版、WORD又はEXCEL形式)が入ったCD-R 1枚

○ 提案書

ア 提出書類の言語は日本語、長さの単位はメートル法を用いてください。

イ 用紙サイズは原本の用紙サイズが決まっているもの以外は、A4で作成して

ください。

「提出書類一覧」⑦～⑨にページ番号を連番で付してください。

ウ 提案書本文は、11ポイント以上の横書きで様式の項目に沿って作成してください。

提案書内の図表については、使用文字の制限はありません。

エ 提案書様式⑦～⑨は30ページ以内としてください。

(2) 提出資料の取扱い

応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、教育委員会は、指定管理候補者の事業計画について公表等を行う場合、無償で使用できるものとします。また、指定管理者の指定後、情報公開請求があった場合には、熱海市情報公開条例に基づき、指定管理者として指定した団体の応募書類を公開します。

(3) 応募内容の公表について

選定委員会により指定管理候補者決定後、候補者の「団体名、所在地及び選定理由」と、応募者全体の「評価結果（点数）及び選定経過」を公表します。

9 応募手続きに関する事項

(1) 指定管理者決定までの日程

- 令和4年 6月 1日(水) 募集要項配布(応募開始)
- 令和4年 6月15日(水) 現地説明会
- 令和4年 6月16日(木) 募集要項等に関する質問受付
～ 7月 1日(金)
- 令和4年 7月 8日(金) 募集要項等に関する質問への回答
- 令和4年 7月11日(月) 指定管理者申請書類提出期間
～ 7月20日(水)
- 令和4年 8月 9日(火) プレゼンテーション
- 令和4年 8月上旬 指定管理候補者決定
- 令和4年 8月～9月 指定議案9月議会提出、指定管理者の指定
- 令和4年12月 基本協定締結
- 令和5年 4月 1日 指定管理者として対象文化施設の管理運営開始
- ※不測の事態が発生した場合、応募や選定に係るスケジュールに変更が生じる可能性があります。

(2) 募集要項等の配布

募集要項、仕様書及び申請書は、熱海市ホームページからダウンロードできます。

- ① 配布期間 令和4年6月1日(水)～7月20日(水)
- ② 熱海市ホームページURL <http://www.city.atami.lg.jp/>

(3) 現地説明会

施設に関する説明会を次のとおり開催します。ただし、参加は任意とします。

- ① 開催日時 令和4年6月15日(水) 午前10時
- ② 開催場所 「熱海市起雲閣」集合
- ③ 参加人員 各団体2名まで(移動のための車両等をご用意ください。)
- ④ 申込み 6月14日(火)正午までに「現地説明会参加申込書」を生涯学習課文化交流室宛に送付してください。

E-mail : bunkashisetsu @city.atami.lg.jp

F A X : 0557-86-6606 (必ず送信の確認をしてください。)

(4) 質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受付します。

- ① 受付期間 令和4年7月1日（金）正午受信分まで
- ② 質問方法 「募集に関する質問書」を電子メール（Word形式）で送信すること。電話でのお問い合わせには応じられません。
E-mail : bunkashisetsu @city.atami.lg.jp
- ③ 回答方法 受け付けた質問を取りまとめの上、令和4年7月8日（金）（予定）までに、ホームページ上に掲載します。

(5) 応募書類受付

- ① 応募書類 「8（1）応募書類」を参照
- ② 提出期間 令和4年7月11日（月）～ 7月20日（水）
（土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）
- ③ 提出場所 熱海市教育委員会 生涯学習課 文化交流室（熱海市中央町1番1号 熱海市役所第三庁舎1階）に直接持参してください。

10 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

選定委員会が審査を行い、その結果に基づき、原則として最高得点を得た団体を教育委員会が指定管理候補者として決定します。審査は書類審査及びプレゼンテーションにより実施し、評価基準項目に従い総合的に判定します。なお、5社以上の応募がある場合は、一次選定として書面審査を行い、上位4者に対し2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施します。

① 書類審査

事業計画書等の提出書類に基づいて書類審査を実施します。

② プレゼンテーション

日 時 令和4年8月9日（火）

場 所 熱海市役所第3庁舎2階会議室（予定）

時 間 1団体当たり30分を予定（説明15分、質疑応答15分）

説 明 者 会場への入室は、4人までとします。

そ の 他 具体的な日程等は後日、個別に通知します。

(2) 評価基準

下記の評価基準事項について審査を行います。審査は、委員1人当たりの最高得点を135点とし、評価基準項目の中項目毎に委員がそれぞれ得点を付した上で、オリンピック方式により評価基準項目の中項目毎の委員の採点のうち、最高点と最低点を切り捨てた残りの委員の合計点により行います。

評価基準項目			
大項目		中項目	配点
1	市民の平等な利用が確保されるか	施設の管理運営に対する基本方針	5
		市民の平等な利用等の確保	5
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであるか	施設の維持管理の効率化	10
		文化振興への取り組み	15
		施設への来館者・利用者誘客推進 (一体的なプロモーションを含む)	10

		来館者・利用者の満足度	10
		施設に携わる担い手養成に係る取り組み（人材確保・ボランティア等）	15
		ノウハウや発想を生かした事業や取組の提案（自主事業等）	15
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有し、又は確保できる見込みがあるか	財務の安定性	5
		類似施設の管理実績	5
		人的安定性	5
4	収支予算書の内容が、施設の管理に要する経費の縮減を図るものであるか	提案金額	5
		収支計画の適正	5
		管理経費の縮減方策	5
5	その他	情報公開・個人情報保護対策	5
		苦情対応	5
		危機管理についての取組み、考え方	5
		地元事業者等の活用	5

※ 留意事項

- ① 全ての応募団体の得点が満点の6割に満たないときは、上位2団体（応募団体が1団体のみ場合は、当該団体）に期日を定めて再度提案を求め審査することとなります。
- ② 最高得点が同点の場合は、選定委員会で協議の上で決定します。

(3) 選定結果の通知・公表

採点結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、市ホームページへの掲載等により公表します。

1 1 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者を指定管理者として指定する議案を議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、教育委員会は、指定管理者に指定の通知を行い、教育委員会と指定管理者は次の事項について基本協定及び年度協定を締結します。

(3) 基本協定の主な内容

- ① 総括的事項（基本協定の目的、管理物件、指定期間等）
- ② 業務の範囲と実施条件（管理の基準、業務の範囲と内容、市との業務区分等）
- ③ 業務実施にあたっての留意事項（再委託、修繕、緊急時の対応、個人情報の管理等）
- ④ 業務の報告及び監督に関する事項（事業計画、事業実施報告等）
- ⑤ 指定管理料、利用料金、支払条件等
- ⑥ 損害賠償及び不可抗力
- ⑦ 指定期間の満了に伴う措置に関する事項（引継ぎ等）
- ⑧ 指定期間満了以前の指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ その他必要な事項

(4) 年度協定の主な内容

- ① 年度協定の目的
- ② 当該年度の管理運営業務に関すること。
- ③ 当該年度の指定管理料及び支払条件に関すること。
- ④ 指定管理料の精算に関すること。

1 2 事業実施調査及び実績評価

(1) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書を作成し、教育委員会に提出します。これらの提出物については、公表する場合があります。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定書等において定めます。

指定管理者と教育委員会は、事業計画に基づく進捗状況等の報告や経営状況、業務連絡等について定期的に会議を開催することとします。

教育委員会は、指定管理者に対し、管理運営の適正を期するため、業務、経理の状況を、随時求めることができるものとします。また、必要があると認められるときは、指定管理者の団体全体の収支状況の報告を求めることができるものとします。

(2) 利用者モニタリング及び自己評価の実施

指定管理者は、定期的に利用者等から施設運営に関する意見や満足度を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。

また、業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者モニタリングの結果及び利用実績の分析等に基づき、年1回以上、自己評価を実施し、教育委員会に報告すること。

(3) 第三者機関による実績評価の実施

教育委員会では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

本施設に関する第三者評価は、教育委員会が定めた共通評価基準に基づき、教育委員会が認定した民間評価機関による評価を受けることとします。なお、受審に伴う費用は教育委員会の負担とします。

受審後、指定管理者は第三者評価の結果を踏まえた「改善計画書」を教育委員会へ提出し、必要な改善措置を講じること。

第三者評価の結果については、公表する場合があります。

1 3 業務引継ぎに関する事項

(1) 準備業務

指定期間開始までの準備業務として、①事業計画書作成、②市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については、指定管理候補者に提示します。

(2) 現指定管理者から次期指定管理者への引継ぎ

指定の議決を受けた後、次期指定管理者は来年4月1日から円滑な管理業務が遂行できるよう、現指定管理者と十分な事務引継ぎを実施してください。なお、事務引継ぎに要する費用は、次期指定管理者が負担することになります。

(3) 指定期間満了時等の次期指定管理者への引継ぎ

指定管理者は、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑に施設の管理運営業務を執行できるよう、事務引継ぎを行ってください。

(4) 原状回復

指定管理者は、指定期間が満了した場合、又は指定が取消された場合は、教育委員会の指示に基づき、指定開始日を基準として施設を原状に復して引渡さなければなりません。ただし、現況施設が今後の利用に支障がないと教育委員会と指定管理者が協議して合意した場合には、この限りではありません。

1 4 指定の取消等

(1) 指定の取消し事由等

教育委員会は、指定の基準を満たさなくなると認めるとき、管理の基準を遵守しないとき、あるいは管理を継続することが適当でないと認めるとき等、次のような場合には、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第 244 条の 1 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- ウ 本募集要項に定める資格要件を失ったとき
- エ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- オ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- カ 不可抗力（暴風、豪雨、地震等の天災、戦乱、内乱、テロ、暴動、感染症の流行等）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき

指定の取り消しの場合においては、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、誠意を持って引継ぎを行わなければなりません。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責に帰すべき事由による指定取消、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は教育委員会に損害が生じた場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。ただし、教育委員会は指定管理者に損害等が生じても賠償しません。

その他の場合は、教育委員会と指定管理者は協議するものとします。

1 5 問合わせ及び提出先

熱海市教育委員会 生涯学習課 文化交流室

担当：下田・小川

電話番号：0557-86-6287、-6232

F A X：0557-86-6606

E-mail：bunkashisetsu @city.atami.lg.jp